

障第 1371 号
平成 31 年 2 月 21 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する担当窓口の変更について

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、県の組織再編により平成 31 年度（平成 31 年 4 月 1 日）から窓口（所管）が下記のとおり変更となる予定ですのでお知らせします。

記

(1) 担当窓口の変更について

【平成 30 年度まで】

< 県内全域 >

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係

(住所：500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 10 階)

【平成 31 年度以降】

< 岐阜圏域 (※) > 岐阜県 健康福祉部 岐阜地域福祉事務所 福祉課

(住所：500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 2 階)

※岐阜市（指定障害児入所施設のみ）、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡（岐南町、笠松町）、本巣郡（北方町）に所在する事業所・施設

< 岐阜圏域以外 >

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係（変更なし）

(2) 留意事項

- ・ 岐阜市内に所在する障害者総合支援法の規定に基づく指定を受けている事業所・施設については、指定権者が岐阜市のため引き続き岐阜市にて所管されます。
- ・ 岐阜市内における指定障害児通所支援事業については、児童福祉法の改正に伴い、平成31年4月1日から指定等に関する権限が県から岐阜市（中核市）へ移譲される予定です。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	高 木
電 話	058-272-1111 内線 2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		